

第 1 1 回定例岡山県教育委員会議事録

- 1 日 時 令和元年 1 1 月 8 日 (金)
開会 1 3 時 0 0 分 閉会 1 4 時 0 7 分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者 教育長 鍵本 芳明
委員 中島 義雄
委員 梶谷 俊介
委員 上地 玲子
- 教育次長 高見 英樹
教育政策課 課長 中本 正行
副課長 細川 誠
総括主幹 間野 良一
教職員課 課長 平田 善久
文化財課 課長 大西 治郎
- 4 傍聴の状況 0 名
- 5 附議事項
(1) 教育委員会事務の点検・評価について
(2) 公立学校教職員の懲戒処分について
(3) 「岡山県文化財保存活用大綱」の策定について
(4) 岡山県文化財保護審議会専門委員の任命について
- 6 協議事項
(1) 行政評価の実施結果について

7 議事の概要

開会

非公開案件の採決

(教育長)

本日の議題の審議に入る前に、議題の公開の可否について決定したい。本日の議題のうち、附議事項(2)(4)は、人事に関する案件であることから、協議事項(1)は、今後、議会との協議を要するものであるため、教育委員会会議規則第12条に基づき、非公開とするよう発議する。

委員から、議題を非公開とする発議はないか。

(委員全員)

(特になし)

(教育長)

この発議は、討論を行わずにその可否を決定することとなっているので、直ちに採決に入る。

附議事項(2)(4)及び協議事項(1)は、非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

挙手

(教育長)

全会一致により、本案件は非公開とすることに決した。

附議事項(1) 教育委員会事務の点検・評価について

・教育政策課長から資料により一括説明

(委員)

点検・評価に関する報告書は作成・公表後、どのように活用されているのか。

(教育政策課長)

この報告書は、法律の規定により岡山県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行った結果を取りまとめて公表するために作成しているが、点検及び評価を行うなかで、自らの事業等について見直す機会になっており、その見直した結果を翌年度以降の事業に反映できることから、我々の事業の立案等に活用している。また、市町村教育委員会においても活用されるよう、情報を共有してまいりたい。

(委員)

報告書の内容について、26頁「国際化に対応した教育の推進」において目標としている中学校3年生で英検3級程度以上の英語力を有する生徒の割合が、向上していない。グローバル人材の育成のためにも英語力の向上を図る必要があると思うが、今後の対応はどう考えているのか。

(教育政策課長)

I C T教材を活用した英語力向上の取組を進めており、その成果検証を行いながら、効果がある活用方法を研究し、広めてまいりたい。また、児童生徒が英語を耳

にする機会を増やし、4技能（聞く・話す・読む・書く）をしっかりと育む取組を考えてまいりたい。

（教育長）

各市町村では、GTECをモデル校において実施しているが、生徒の検定を受検する意欲の向上に繋がっている。また、モデル校以外でも市町村の判断において実施する動きも出てきており、試験会場等の問題もあり、必ず受検しないといけない訳ではないが、英検等の検定を受ける意欲を伸ばす取組は必要だと考えている。

（教育長）

これより採決に入る。議第16号について、原案に賛成の委員は挙手願う。

（委員全員）

挙 手

（教育長）

全会一致により、議第16号は原案のとおり決した。

附議事項（3）「岡山県文化財保存活用大綱」の策定について

・文化財課長から資料により一括説明

（委員）

今回の沖縄・首里城の火災を受けて追加・変更した点はあるか。

（文化財課長）

現在でも大綱に防火体制についての記載があり、今回の火災を受けての追加等は特にないが、国指定・県指定の文化財について、再度、防火体制の確認・点検を行うとともに、史跡内にある建物・工作物についても同様に防火体制等の点検を指導してまいりたい。

（教育長）

4月のノートルダム大聖堂火災を受けて、文化財に指定されている建造物等についての確認・点検は既に行っているが、史跡内にある復元建物等については、その対象外であった。今回は史跡内の復元建物等についても確認・点検を行うこととしたい。

（委員）

個人が所有する文化財も多くあるが、以前は個人で維持・整備を行っていた。最近では、時代の変化もあり、維持等が困難になっているケースもあると聞くが、そういった文化財を地域活性化に役立てようとする際に、個人と地域等が連携して維持や活用等を行う仕組みはあるのか。

（文化財課長）

大綱には記載していないが、そのようなケースについては、個々具体的な地域を特定して文化財の活用を図ることになるため、市町村が作成する地域計画において具体的に定めるよう協議していくことになる。今回の大綱のなかでも、地域を挙げて文化財を保存・活用することをコンセプトの1つとしている。また、以前は指定されている文化財のみを対象としていたが、今回から未指定の文化財についても、対象としており、地域においてしっかり把握し、保存するためにも市町村において、どこまで地域計画に盛り込むかが重要になる。

(教育長)

これより採決に入る。議第19号について、原案に賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

挙 手

(教育長)

全会一致により、議第19号は原案のとおり決した。

以下、非公開のため省略。

閉会